

こころ医療福祉専門学校 吉岐校  
学 校 学 則

平成30年4月1日 改定

# こころ医療福祉専門学校吉岐校 学則

2017年(平成29年) 4月 1日 制定

2018年(平成30年) 4月 1日 改定

## 第一章 総 則

### (目 的)

第 1 条 本校は、福祉の分野で活躍する、豊かな心を持つ人材を育成することを目的とする。

2 前項を達成するため、本校は、等しく学生の可能性を信じ、信頼のある、プライドの持てる学校作りを目指す。

### (名 称)

第 2 条 本校は、こころ医療福祉専門学校吉岐校という。

### (位 置)

第 3 条 本校を次の位置に置く。

長崎県吉岐市勝本町布気触 8 1 8 番 6 8 号

### (自己点検・評価)

第 4 条 本校は、その教育の一層の充実を図り、本校の目的および社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第二章 課程、学科及び修業年限、定員

### (課程、学科、修業年限、定員)

第 5 条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科／コース名	修業年限	入学定員 (学級数)	総定員 (学級数)
社会福祉専門課程	介護福祉科	2年	36名 (1)	72名 (2)
総 計			36名 (1)	72名 (2)

### (在籍年限)

第 6 条 学生は、次に定める期間を超えて在籍することができない。

学 科 名	在籍年限
介護福祉科	4年

## 第三章 学年、学期及び休業日

### (学 年)

第 7 条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### (学 期)

第 8 条 学年を次の2期に分ける。

(1) 前 期 4月1日から9月30日まで

(2) 後 期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項の定めにかかわらず必要のある場合、校長は学期の期間を変更することができる。

### (休業日)

第 9 条 本校の休業日を次のとおり定める。

(1) 毎週土曜日及び日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)で定められた日

(3) 開校記念日 1月23日

(4) 季節休業(夏季、秋季、冬季及び春季 1年間を通じて10週間以内)

2 前項の定めにかかわらず必要のある場合、校長は休業日を変更し、又は臨時に休業日を定めることができる。

## 第四章 教育課程、授業時数

### (教育課程、授業時数及び単位数)

第 10 条 本校の教育課程、授業時数及び単位数は、別表第1のとおりとする。

2 別表第1に定める授業時間の1単位時間は45分とする。

- 3 通常一回の授業は90分の2単位時間で構成される。
- 4 卒業までに履修させる授業単位時間数及び単位数は、別表第1のとおりとする。

**(授業時数の単位数への換算)**

第11条 本校の授業科目の授業時数を単位数に換算する場合においては、予習復習時間も含めて45時間の学修を必要とする内容の授業科目を1単位とすることを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数に換算するものとする。

- (1) 講義及び演習は、15単位時間以上をもって1単位とする。そのため年間60単位時間の授業の履修で4単位を与える。
- (2) 実技は、30単位時間以上をもって1単位とする。そのため年間60単位時間の実技の履修で2単位を与える。
- (3) 実習は、45単位時間以上をもって1単位とする。

**(成績評価)**

第12条 授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。

- 2 授業科目を履修し、成績評価で合格した者には、所定の単位を与える。
- 3 出席時数が授業時間の3分の2（但し、実技、実習は5分の4）に達しない者は、その該当科目について評価を受けることができない。なお、各科目の出席時間数が社会福祉士介護福祉士学校職業能力開発校等養成施設指定規則（昭和62年 厚生省令第50号）に定める時間数の3分の2（但し、介護実習は5分の4）に満たない者については、当該科目の履修認定を行わない。
- 4 各授業科目の成績評価は、総合成績（実習を含む）を100点満点とし、60点以上を及第とする。成績評価はA、B、C、Dの4段階に分けて通知する。
- 5 履修規程は別に定める。
- 6 試験規程は別に定める。

**(学外における授業科目の履修)**

第13条 他の大学や短期大学及び他の専修学校の専門課程における授業科目の履修やその他教育施設等における学修が、本校の教育上有益であると認められる場合は、本校の授業科目の履修とみなすことができる。

- 2 他の大学や短期大学及び他の専修学校の専門課程等で本校入学前に履修した授業科目において修得した単位（科目等履修により修得した単位を含む）等については、本校の教育上有益であると認められる場合は、本校の授業科目により修得した単位とみなすことができる。
- 3 既修得単位の認定に関する規程は別に定める。

**(始業及び終業)**

第14条 本校の始業及び終業は次のとおりとする。

学 科 名	区分	始業時間	終業時間	曜 日
介護福祉科	昼間部	11時00分	16時30分 (但し、必要に応じて 18時10分まで授業を 行うことがある。)	月～金曜日

**第五章 教職員組織**

**(教職員組織)**

第15条 本校に次の教職員を置く。

校長	1名
学科長	1名
専任教員	3名以上
事務職員	1名以上（図書担当を含む）
校医	1名
非常勤講師	適宜必要に応じて配置する

- 2 校長は、本校を統督し、これを代表する。
- 3 校長は、教員を兼ねることができる。
- 4 学科長は、専任教員が兼任する。
- 5 各学科の主要科目は、専任教員が担当する。ただし、非常勤講師又は兼任者がこれを担当することがある。

## 第六章 入学、転入学、既修得単位認定、休学、復学、転学、退学、再入学、除籍

### (入学時期)

第16条 本校の入学時期は、学年の始めとする。

### (入学資格)

第17条 本校に入学することのできる者は、学校教育法第90条第1項の規定により、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 文部科学大臣の行う高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) 大学入学資格検定規程により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達した者

### (入学の出願)

第18条 本校に入学を志望する者は、所定の期日までに、本校の定める入学願書に必要事項を記載して、第34条に定める入学選考料及び必要書類を添えて指定期日までに出願しなければならない。

### (入学者の選考)

第19条 本校への入学を志願する者に対しては、次の方法により選考を行う。

- (1) 一般入学試験
- (2) 推薦入学試験
- (3) 社会人選抜試験

2 入学試験に関し、必要な実施要項は別に定める。

### (入学手続)

第20条 前条の選考により合格した者は、所定の期日までに第35条に定める入学金、及び別に定める書類を提出しなければならない。

2 校長は、前項の手続を完了した者に対し、入学を許可する。

### (転入学)

第21条 本校への転入学を希望する者がある場合は、学習の進展が同程度でありかつやむを得ない事情があると認められた場合には、選考の上許可することができる。

2 前項により転入学を許可された者の既に修得した授業科目及び時間数の取り扱い並びに在籍すべき年数については、校長が決定する。

3 転入学に関する手続は、第16条、第17条、第18条、第19条、第20条を準用する。

4 転入学に関する細則は、既修得単位の認定に関する規程を準用する。

### (休学)

第22条 学生が、病気その他やむを得ない理由で引き続き3ヶ月以上修学ができないときは、保証人連署の上、その理由を記して、休学を願い出ることができる。

2 前項による休学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。

3 休学期間は、原則として1年を超えることはできない。ただし、特別の事情があるときは、更に休学を願い出ることが出来る。

4 休学期間は在籍年数に算入しない。ただし、在籍できる上限の年数には休学期間も含まれる。

### (復学)

第23条 休学中の者が復学を希望するときは、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

2 前項による復学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。

### (転学)

第24条 他の専門学校等に転学を志願する者があるときは、校長はこれを許可することができる。

### (退学)

第25条 本校を退学しようとする者は、その理由を記して保証人連署の上、願い出なければならない。

2 前項による退学の願い出があるときは、校長はこれを許可することができる。

3 退学に関する規程は別に定める。

### (再入学)

- 第26条 本校を願ひにより退学した者が2年以内に再入学を希望するときは、校長は現年次以下の年次に再入学を許可することができる。
- 2 再入学を許可された者の既修得授業科目及び単位の認定は原則として認める。
  - 3 再入学を許可された者の既修得授業科目で、既に現行の授業科目から除外されている科目の取り扱い、校長がこれを決定する。
  - 4 再入学に関する規程は別に定める。

### (除籍)

- 第27条 次の各号の一つに該当する者について、校長は除籍することがある。
- (1) 第6条に定める在籍年限を超えた者
  - (2) 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者
  - (3) 第23条に定める復学の手続をしない者
  - (4) 死亡の届出のあった者
  - (5) 行方不明の届出のあった者
  - (6) 無届で一ヶ月以上授業を欠席した者
  - (7) その他除籍が必要と認められた者
- 2 前項第2号に定める除籍者の復籍に関する規程は別に定める。

## 第七章 卒業等

### (課程修了の認定)

- 第28条 第12条に定める授業科目の成績評価に基づいて、校長は課程修了の認定を行う。
- 2 所定の修業年限以上在籍し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。
  - 3 卒業に関する規程は、別に定める。

## 第八章 科目等履修生

### (科目等履修生)

- 第29条 本校において開設する授業科目に対し、本校に在籍する学生等から特定の科目について履修申請があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上科目等履修生として当該科目の履修をすることができる。
- 2 その他科目等履修生に関する事項は別に定める。

### (聴講生)

- 第30条 本校において開設する授業科目に対し、本校に在籍する学生等から特定の科目について聴講の希望があった場合には、本校の教育に支障がない限り、選考の上聴講生として当該科目の聴講を許可することができる。
- 2 聴講生に単位認定は行わない。
  - 3 その他聴講生に関する事項は別に定める。

## 第九章 賞罰

### (褒賞)

- 第31条 学生の本分を全うし、学力、人物共に優秀で、他の模範となる学生に対して校長は、これを褒賞することがある。

### (懲戒)

- 第32条 本校の学則並びに諸規程に違反し、又は学生の本分に反する行為をした者はその軽重に従って、校長が、これを懲戒する。
- 2 懲戒の種類は、訓告、戒告、謹慎、停学及び退学とする。
- 第33条 次の各号の一つに該当する者は退学させる。
- (1) 素行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学業成績が不良で成業の見込みが全くないと認められた者
  - (3) 出席が常でない者、又は正当な理由がなくて引き続き1ヶ月以上欠席した者
  - (4) 本校の方針に違反し、学生の本分に反する行為があると認められた者

## 第十章 校納金

### (入学選考料)

第34条 入学志願者は、いずれの学科も選考料として20,000円を納入しなければならない。

### (入学金)

第35条 入学(転入学)を許可された者は、いずれの学科も入学金を納入しなければならない。

2 入学金の額は、別表第2のとおりとする。

### (その他納付金)

第36条 本校の授業料、施設維持費、授業充実費は、別表第3のとおりとする。

2 教本・検定等にかかる費用として、修業年限分の必要経費を預り金として徴収する。預り金の額は、別表第4のとおりとする。

3 預り金に関する事項は別に定める。

4 別表に定められた金額以外は徴収しない。

### (休学の場合の校納金)

第37条 休学を許可された者、又は休学を命ぜられた者に対しては、休学期間中の校納金は復学後の校納金に充当する。

### (退学、停学の場合の授業料)

第38条 学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合においても、その年度の納付金は徴収する。

2 停学を命ぜられた場合においても、その期間中の納付金は徴収する。

### (留年生の納付金)

第39条 留年生の納付金については、別に定める規程による。

### (納付金の返還)

第40条 既に納入した入学選考料及び入学金は、返還しない。

## 第十一章 健康管理

### (健康診断)

第41条 学校保健法第6条の規程に基づき、健康診断を毎年一回、別に定めるところにより実施する。

### (保健室)

第42条 本校に保健室を設ける。

## 第十二章 附帯教育事業

### (附帯教育事業)

第43条 附帯教育事業として別表第5のとおり別科を設置する。

2 別科の入学金、授業料、教育課程その他必要な事項は、別に定める。

## 第十三章 雑則

### (施行細則)

第44条 本学則に関し必要な施行細則は、別に定める。

### 附 則 (一)

1. この学則は、平成29年4月1日より施行する。

### 附 則 (二)

1 この学則は、平成30年4月1日より施行する。

2 この学則を施行する際、現に第2学年以上に在籍する学生は、転籍、除籍を除き、なお従前の学則による。

## 介護福祉科

			単位	時間	1年次		2年次	
					前期	後期	前期	後期
人間と社会	人間の理解	講義	4	60	30	30		
	社会と制度の理解 I	講義	2	30			30	
	社会と制度の理解 II	講義	2	30				30
	地域福祉論	講義	2	30			30	
	人間関係とコミュニケーション	講義	2	30	30			
	国語表現	講義	4	60	30	30		
	小計		16	240	90	60	60	30
介護の分野	介護の基本 I	講義	4	60	30	30		
	介護の基本 II	講義	4	60			30	30
	介護の基本 III	講義	4	60			30	30
	コミュニケーション技術	講義	4	60	30	30		
	生活支援 A(生活支援)	講義	2	30		30		
	生活支援 B(栄養/調理)	演習	4	60			60	
	生活支援 C(被服10・住居5)	演習	4	60	60			
	生活支援 D(実技基礎)	実技	2	60	60			
	生活支援 E(実技応用)	実技	2	60		60		
	生活支援 F(重複障害者の介護)	講義	2	30		30		
	介護過程 I	講義	4	60	30	30		
	介護過程 II(ケアマネジメント)	講義	2	30			30	
	介護過程 III(演習)	講義	4	60				60
	介護総合演習 I	講義	4	60	30	30		
	介護総合演習 II	講義	4	60			30	30
	介護実習	実習	15	456	80	176		200
小計		65	1266	320	416	180	350	
こころと体のしくみ	障害の理解	講義	4	60			30	30
	こころと体のしくみ I	講義	4	60	30	30		
	こころと体のしくみ II	講義	4	60			30	30
	認知症の理解	講義	4	60	30	30		
	発達と老化の理解	講義	4	60	30	30		
	小計		20	300	90	90	60	60
	医療的ケア I	講義	4	68	34	34		
	医療的ケア II 演習	講義	4	60			60	
	小計		8	128	34	34	60	0
			109	1934	534	600	360	440

## 別表第2

## 入 学 金

こころ医療福祉専門学校壱岐校の入学金は、以下のとおりとする。

学 科	入 学 金 (入学手続き時のみ)
介護福祉科	300,000円

## 別表第3

## その他納付金

こころ医療福祉専門学校壱岐校のその他納付金は、以下のとおりとする  
(単位：円)。

学 科	学 年	授 業 料	施設維持費	授業充実費
介護福祉科	1年次	510,000	60,000	60,000
	2年次	510,000	60,000	60,000
	2年間合計		1,260,000	

## 別表第4

## 預り金

こころ医療福祉専門学校壱岐校の預り金は、以下のとおりとする。

学 科	預 り 金
介護福祉科	150,000円(1年次)
	120,000円(2年次)

預り金は、卒業年次の2月末に決算をし、余剰金は本人宛返金する。

不足金があった場合、不足分を徴収するが、基本的に預り金の範囲内で授業等を実施する。

## 別表第5

## 附帯教育事業

こころ医療福祉専門学校壱岐校の附帯教育事業は、以下のとおりとする。

- ・介護職員初任者研修（通信教育）

<場所>こころ医療福祉専門学校壱岐校 壱岐市勝本町布気触818番68号